第百四十四条の二中「及び同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第百四十二条第二項の表第七十条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十条の二第二項	国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項
	国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項
	その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間
	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間

第百四十二条第二項の表第七十条の三第一項の項中「（平成六年法律第三十三号）」を削る。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十一条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「第十八条第一項」の下に「、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の五第一項」を加える。

別表第一第二十号の十七中「（平成三年法律第七十六号）」を削る。

（調整規定）

第十二条　施行日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日前である場合には、附則第八条第三号中「第二十二条第十項」とあるのは「第二十二条第九項」とし、附則第九条のうち国家公務員共済組合法第五十二条の二第十項の改正規定中「第五十二条の二第十項」とあるのは「第四十二条第九項」とし、附則第十条のうち次の表の上欄に掲げる地方公務員等共済組合法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第十項及び第七十条の二の改正規定	第四十四条第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。 第七十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定において同じ。）」を「第一項の規定」に、「次項の規定の」を「第三項の規定の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
	第七十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定において同じ。）」を「第一項の規定」に、「前項の規定の」を「第三項の規定の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2　当該組合員の養育する子について、一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第二条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関

公文書等の管理に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年七月一日

総務大臣　佐藤　勉
厚生労働大臣　舛添　要一
国土交通大臣　金子　一義
内閣総理大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　麻生　太郎

法律第六十六号

公文書等の管理に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　行政文書の管理
　第一節　文書の作成（第四条）
　第二節　行政文書の整理等（第五条―第十条）